

令和5年8月14日

協議会意見とりまとめにおける「山形県遊佐町沖において実施する
漁業影響調査の考え方」の誤記修正について

山形県遊佐町沖における協議会事務局
〔 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課
国土交通省港湾局海洋・環境課
山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課 〕

令和5年3月29日付で制定した「山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ」における「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」(別紙2)について、下記のとおり誤記を修正するとともに、協議会構成員に確認のうえ、公表済の同とりまとめを修正後のものに差換えることとする。

記

1. 「漁業影響調査の考え方」の該当箇所

3. 配慮すべき水産生物や漁具・漁法とその特徴(別紙2：3ページ)

(2) 配慮すべき漁具・漁法とその特徴

表1. 遊佐町沖の主な漁具・漁法 〈移動式の漁具・漁法〉

2. 修正内容

(誤) 曳はえ縄 → (正) 曳縄釣

※併せて、「図2. 山形県遊佐町沖の区域と漁場の操業状況のイメージ」の該当箇所について体裁を修正。